

緑の募金森林整備推進事業交付金交付要綱

（事業目的）

第1条 この事業は、緑の募金を活用し、地域住民に親しまれている森林や地域社会の景観の維持・形成に資する森林の整備を行う者へ支援するとともに、企業等へ森林整備への参画の機会を提供することにより、東京都内における森林の整備を推進することを目的とする。

（交付金の額等）

第2条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）は、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができるものとする。

（交付事業の対象者）

第3条 交付事業の対象は、地域住民に親しまれ又は地域社会の景観の維持・形成に資する東京都内の森林の所有者、及び所有者の意向により当該森林の整備を実施する者とする。

（交付事業の概要）

第4条 交付事業の対象は、地域住民に親しまれている森林や地域社会の景観の維持・形成に資する森林の整備等事業とする。

2 交付事業は、交付対象事業への募金を希望する企業等（以下「募金企業」という。）の募金を活用して実施する事業（以下「企業募金活用型事業」という。）、及びその他の事業（以下「一般型事業」という。）のいずれかで実施するものとする。

（事前相談）

第5条 交付事業を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した事前相談申請書兼交付申請書（様式1）を提出するものとする。

- （1）交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の名称、代表者名及び所在地
- （2）交付金を用いて行う事業の名称、目的及び内容
- （3）（2）の事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額
- （4） その他参考となる資料

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、事業対象外とする。

- (1) 同一の事業について複数の補助金を受給することはできないものとする。ただし、区市町村、国土緑化推進機構等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。
- (2) 特定の事業者の利益のために行われるもの。
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
- (4) その他「緑の募金事業」の目的からふさわしくないと判断されるもの。

(申請内容の審査)

第6条 理事長は、前条及び第8条2項による申請があったときは、当該申請者の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行う事業の目的及び内容が「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。

2 審査の結果、申請内容が適正と判断された申請については次条以降の規定により申請を処理する。

(企業募金活用型事業の公募)

第7条 申請者が企業募金活用型事業を希望する場合、理事長は、次の各号を財団のホームページ等で公表し、募金企業を公募する。

- (1) 交付金を用いて行う事業の名称、目的及び内容
- (2) (1)の事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額
- (3) その他参考となる資料

2 公募期間、公募方法、募金企業の選定、公募結果の通知等については別途定める実施要領によるものとする。

(交付金の交付申請)

第8条 前条で募金企業が決定し企業募金活用型事業の実施が決定した申請、及び第5条で一般型事業を希望した申請における交付金の申請は、第5条の事前相談申請書兼交付申請書の提出をもって提出されたものとみなす。

2 前条で企業募金活用型事業の対象外となった事業を一般型事業として申請することを希望する申請者は、新たに事前相談書兼交付申請書(様式1)を提出すること。

(交付金の交付の決定)

第9条 理事長は、交付金の交付の決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すものとする。

2 理事長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。

3 理事長は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、緑の募金森林整備推進事業交付決定通知書（様式2）により、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。

4 交付金交付の決定を受けた申請者（以下「交付事業者」という）は、当該通知に係る交付金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

（申請事項の変更）

第10条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ緑の募金森林整備推進事業変更承認申請書（様式3）を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業の内容を著しく変更しようとするとき。

（2）申請箇所の位置を変更しようとするとき。

（3）交付決定額の範囲内であっても、様式1の2の各経費区分（小計）において、40%を超える増額をしようとするとき。

2 理事長は、前項の規定により変更について承認の決定を行ったときは、緑の募金森林整備推進事業変更承認決定通知書（様式2）により、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第11条 交付事業者が、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式4）を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、緑の募金森林整備推進事業事業中止・廃止承認通知書（様式2）により、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

（事故報告書）

第12条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項

を書面により理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、申請者にその処理に必要な指示をする。

（事業実施状況報告）

第 13 条 理事長は、必要に応じ、交付事業者から事業の遂行状況その他交付金の交付に関し必要な事項について、報告させるものとする。

（交付事業の遂行命令等）

第 14 条 理事長は、交付事業者が提出する報告等により交付事業が交付金の交付の決定に従って遂行されていないと認めるときは、交付事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

- 2 交付事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、交付事業者に交付事業の一旦停止を命ずる。

（概算払請求）

第 15 条 理事長は、必要と認めたときは、事業完了前に交付金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により交付金の概算払を受けようとする場合は、交付事業者は、緑の募金森林整備推進事業交付金概算払請求書（様式 5）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定により概算払の決定を行ったときは、緑の募金森林整備推進事業概算払決定通知書（様式 2）により、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。

（事業実績報告書）

第 16 条 交付事業者は、交付事業が完了したとき、又は交付事業が完了しない場合で事業実施期間が終了したときは、緑の募金森林整備推進事業実績報告書（様式 6）を理事長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第 17 条 前条の規定による事業実績報告書を受けたときは、理事長は、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると

認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、緑の募金森林整備推進事業額の確定通知書（様式 7）にて交付事業者に通知する。

2 交付事業者は、前項の交付金の額の確定通知を受けたときは、緑の募金事業交付金交付請求書（様式 8）を理事長に提出しなければならない。

3 概算払いを受けている交付事業者において、第 1 項の通知を受けたときは、緑の募金森林整備推進事業交付金精算書（様式 9）を理事長に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第 18 条 理事長は、交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他交付金の交付を受けて行う事業に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第 19 条 理事長は、以下の各号に掲げる場合は、交付金の全部又はその一部を返還させることができるものとする。

（1）交付事業者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

（2）交付事業者に解散等の重大な事情の変更が生じたとき。

（3）交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。

2 理事長は、前項各号の場合においては、交付事業者に対し、不当に支払われた交付金の返還を、期限を定めて請求するものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 20 条 交付事業者は、第 18 条の規定による取り消しを受けた交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければならない。

2 交付事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納

付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければならない。

- 3 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 21 条 交付金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日を受領した額を越えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた交付金の額に達するまでは、交付金額は、まず、当該返還を命じた交付金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（財産処分の制限）

第 23 条 交付事業者は、交付事業により取得し、又は、効用を増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

ただし、交付金交付の年度の翌年度から起算して、5 年を経過した場合は、この限りではない。

- 2 交付事業者が、理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、理事長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（帳簿の整理、保管等）

第 24 条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

整え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を該当助成事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

- 2 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用を増加した財産については、交付事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営をはからなければならない。

(様式の提出方法)

第25条 申請書等の様式の提出方法について電子申請を許可し、電子申請による申請書等について原則として押印を省略できるものとする。理事長による通知についても、原則電子メールを使用し、公印を省略できるものとする。

(企業募金活用型事業における企業等の権利)

第26条 企業募金活用型事業により森林整備を実施した場合、申請者は、企業等の希望により、企業の名称等を含む看板の設置のほか、実施年又は実施年の翌年に企業の現地見学会等を受け入れることとする。

(その他の事項)

第27条 この要綱に定めるもののほか、緑の募金森林整備推進事業の施行について必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。